

中小・小規模事業者

個人事業者

の皆さまへ

道内事業者等
事業継続緊急支援金のご案内

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

支援金を受給できる要件（給付要件）

次の2つの要件をどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

2021年11月以降の
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少



要件②（原材料等コスト要件）

2021年11月以降の
いずれかの月に購入した原材料等の単価が
2020年11月～2021年10月までの
いずれかの月の単価よりも増加

給付額

中小・小規模事業者：10万円
個人事業者：5万円

※事業継続緊急支援金は
事業者単位の給付となります。
〔店舗などの事業所単位ではありません〕
ので、ご注意ください。

受付期間

2022年7月27日(水)～2022年12月23日(金) ※消印有効

ご確認ください

- 給付対象者は、中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等です。
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ・ 2022年7月20日(水)以降、継続して、法人の場合は本店（本社）所在地、個人事業者の場合は住所が道内にあること
- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、4週間程度を要する見込みです。（申請に不備のあった場合は、4週間以上かかることがあります。）
- 申請は、WEB経由での電子申請と郵送による申請が可能です。
電子申請は、下記「お問い合わせ先」の専用ホームページから手続きを行うことができます。

【お問い合わせ先】

●コールセンター

011-350-6711

(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページURL

<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>

事業継続緊急支援金について

Q. 申請書や手引きはどこで配布しているの？

- 「申請書」、「申請の手引き」、「申請の手引き別冊（特例事項）」は、各（総合）振興局や市町村で配布しています。
※申請書、宣誓・同意書は、申請の手引きの最終ページに綴じ込んでいます。
- 郵送による申請のほか、専用ホームページから電子申請を行うことができます。
お問い合わせ等がスムーズな電子申請をご検討ください。 <https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>



Q. どのような書類が必要なの？

- 申請書や宣誓・同意書のほか、売上の減少を確認できる書類、原材料等の単価が上昇していることが確認できる書類などの提出が必要となります。
- 中小・小規模事業者と個人事業者では、提出いただく書類が異なります。
詳しくは、申請の手引き又は専用ホームページをご確認ください。

Q. 対象となる原材料等とは？

- 製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材・仕入物が対象です。
- 特例として、「製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注」や運輸業の「エンジン用の燃油」なども認めています。

Q. 原材料等が値上がりしていると支援金の対象となるの？

- 原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（同質同量での単価比較が原則）
- 同質同量で単価を比較できない場合の特例があります。
詳しくは、申請の手引き別冊（特例事項）又は専用ホームページをご確認ください。

Q. 公益法人やNPO法人、社会福祉法人は対象となるの？

- 公益法人やNPO法人、社会福祉法人も対象です。
詳しくは、申請の手引き別冊（特例事項）又は専用ホームページをご確認ください。

Q. 新規開業は対象となるの？ 合併した企業は対象となるの？

- 新規開業・創業や合併、法人成りなど、特例の適用によって対象となる場合があります。
詳しくは、申請の手引き別冊（特例事項）又は専用ホームページをご確認ください。

Q. わからないことを確認するには？

- コールセンター（011-350-6711 平日8:45～17:30）にお電話いただくか、専用HP（<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>）の「よくある質問」をご確認ください。

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です